

墨田区監査委員公告第 4 号

令和 4 年度定期監査（第 1 回）の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 4 年 10 月 21 日

墨田区監査委員	浜 田 将 彰
同	井 尾 仁 志
同	大清水 善 信
同	沖 山 仁

## 令和4年度定期監査（第1回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

### 指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、館長の専決としているものがあった。(子育て支援総合センター)</p> <p>イ 墨田区福祉事務所処務規程に定める所長が決定を行うものを、館長の専決としているものがあった。(子育て支援総合センター)</p> <p>ウ 物品の購入に係る起案文書がないものがあった。(すみだ清掃事務所)</p>	<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 今後は、事案決定規程や処務規程を確認し、決裁区分の誤りがないよう徹底する。</p> <p>イ 昨年度の定期監査で指摘を受けたことから、本事業については事務の実態に照らし合わせると館長専決とすることが合理的であるため、福祉事務所長専決を館長専決に変更することとし、令和3年11月1日付けで福祉事務所処務規程の改正を行った。当初は、令和3年4月1日付け適用の改正を行う予定で事務を進めていたことから、職員に誤解が生じ、規程改正までの間も館長専決としていた。          今後は、事案決定規程や処務規程を確認し、決定区分の誤りがないよう徹底する。</p> <p>ウ 物品の購入に係る起案文書については、所長等の指示の下、事務の定期化・習慣化を図り、起案漏れがないよう徹底する。また、物品購入等の予算の執行に際して、予算執行何を回議するにあたっては、関連文書として、起案文書を添付することを徹底、習慣化することとし、起案文書の添付がない場合は、所長・係長が回議文書の差戻しを行う</p>

エ 特殊勤務手当で、支給対象業務に従事していない日に支給されているものや休暇取得日に支給されているものがあった。(子育て支援総合センター)

こととする。これにより、所内において、起案文書に基づき予算執行何が行われることを再確認させるとともに、改めて適正な事務執行の定着を図っていく。

エ 特殊勤務手当の誤支給については、支給申請の承認を取り消し、過支給分の手当を返還した。

今後は、承認者及び決定権者のチェック体制を強化し、支給対象業務に従事していない日及び休暇取得日に手当を支給することがないように徹底する。

## 令和4年度定期監査（第1回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨 田 区 長

### 監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 適切な事務処理について</p> <p>はじめに、今回の指摘事項は、いずれも過去の監査において、その改善を図るよう監査委員意見を申し述べてきたものである。特に、事業所の処務規程に係る決定権者の誤りは、昨年度の定期監査（第1回）と同じ内容を同じ事業所で指摘することとなった。また、特殊勤務手当の誤支給は、令和2年度定期監査（第2回）以降確認されていなかったが、一つの事業所において複数の職員から確認された。さらに、同一事業所から3件もの指摘事案が発生した。</p> <p>このようなミスを防止するため、本区では内部統制の整備・運用に区長がリーダーシップを発揮して全庁的に取り組んでいるが、このような監査結果になったことは、内部統制が現場の職員に浸透していないのではないかと憂慮するものである。職員一人一人が公務に従事する者として区民の負託に応えるためには、いかなる事務も軽んじることは許されない。一つ一つの事務手続を適切に処理する意識を強く持つよう徹底されたい。</p> <p>次に、指導・注意事項として、職免申請、旅行命令、補助金等の手続における誤りが、事業所や区立学校において多数見受けられた。これらの手続については、それぞれの関係部局から通知等が発出されているが、職員に十分に周知・理解</p>	<p>(1) 適切な事務処理について</p> <p>令和2年度から内部統制体制の整備及び運用を行い、業務の適正な執行に向けた取組を推進してきたところである。しかしながら、今回の指摘された事案が昨年度の定期監査で指摘を受けた内容と同一のものであったこと、また一事業所において複数の職員から特殊勤務手当の誤支給が確認されたことについて重く受け止めている。</p> <p>まず、処務規程に係る決定権者の誤りについては、職員一人ひとりが関係法令等を適宜確認するとともに、承認者及び決定権者によるチェック体制を徹底し、適正な事務執行に努める。</p> <p>また、特殊勤務手当の誤支給については、申請手続の手順を見直し、承認者及び決定権者のチェック機能を強化することにより、組織として再発防止に取り組んでいく。</p> <p>さらに、指導・注意事項とされた職免申請、旅行命令等の手続の誤りについては、毎年のように指導・注意を受けており、休暇申請時や書類提出時等には関係部局発出の通知、各種の事務処理マニュアル等を確認し、内容の誤りや書類の添付漏れがないよう改めて周知徹底していく。</p> <p>内部統制の観点から、不正や誤りを未然に防ぐためにも、引き続き様々なリスク内容を検証し、適切な対応策を事前に</p>

されていないことがわかれた。適切な事務処理は、全ての公務の基礎となるものであり、組織的にチェックを行う体制の構築を望む。

もとより内部統制の目指すところは、ミスゼロにするために事務をいたずらに複雑化して非効率にすることではなく、適正な制度とチェック体制の下、ミスの防止や問題の早期発見につながるシステムを構築することである。内部統制は、まだ緒に就いたばかりである。今後またゆまぬ努力を続けていくことにより、今回のような事例を再び発生させない仕組みを確立されたい。

## (2) 施設等の安全管理について

区立学校において、消火栓の前や避難経路に障害となる物品が置かれたままになっている状況があった。物品の置き場所に苦慮しているところもあると思われるが、万一の災害や事故の発生時に避難する際、その障害物により怪我をしたり逃げ遅れたりすることがあった場合には、後悔をしても取り返しがつかない。避難経路の確保とその趣旨を周知徹底することにより、常に円滑な避難が可能となる状況を保っている必要がある。また、毒物及び劇物の管理簿への使用量の未記帳も確認された。児童生徒や利用者の安全安心のため、万全の対策に取り組まれない。

一方、依然として長引く新型コロナウイルス感染症拡大の中で、各事業所・区立学校においては、感染防止対策が適切に実施されており職員の意識の高さを感じた。保健所と医師会等の綿密な連携による先駆的な取組とともに、区民に寄り

講じていく必要がある。そのための取組としては、幹部と一般に分けた職員向け説明会を実施した。また、所属ごとにリスク評価シートを作成して分析及び評価をし、組織として係長等の複数人で確認することによるチェック体制の強化、規程やマニュアルを確認することにより職員一人ひとりが内部統制制度に対する理解を深める等、適切な改善策を講じてきた。さらに今後は、毎月開催される庶務担当課長会において、監査結果報告書により指摘事項等の注意喚起を行い、各課における内部統制体制を確立させていく。

## (2) 施設等の安全管理について

事業所における新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、出入口に手指消毒用のアルコールを設置し、利用者には手指消毒の呼びかけ及び検温を実施している。また、施設の窓を開けて常時換気を行うとともに、定期的にカウンターや待合室等のアルコール消毒を実施している。さらに、職員にはマスクの着用はもとより、昼食時にはソーシャルディスタンスを確保しつつ、黙食を励行している。

今後も引き続き、事業所の機能が完全に停止する事態に陥らないよう、感染拡大防止対策について取り組んでいく。

添った対応や配慮を絶やさぬことが、本区における感染症対策が高い評価を受けていることにもつながっていると考える。今後とも、適切な感染症対策の充実を図りたい。

## 令和4年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

### 監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 適切な事務処理について</p> <p>はじめに、今回の指摘事項は、いずれも過去の監査において、その改善を図るよう監査委員意見を申し述べてきたものである。特に、事業所の処務規程に係る決定権者の誤りは、昨年度の定期監査（第1回）と同じ内容を同じ事業所で指摘することとなった。また、特殊勤務手当の誤支給は、令和2年度定期監査（第2回）以降確認されていなかったが、一つの事業所において複数の職員から確認された。さらに、同一事業所から3件もの指摘事案が発生した。</p> <p>このようなミスを防止するため、本区では内部統制の整備・運用に区長がリーダーシップを発揮して全庁的に取り組んでいるが、このような監査結果になったことは、内部統制が現場の職員に浸透していないのではないかと憂慮するものである。職員一人一人が公務に従事する者として区民の負託に応えるためには、いかなる事務も軽んじることは許されない。一つ一つの事務手続を適切に処理する意識を強く持つよう徹底されたい。</p> <p>次に、指導・注意事項として、職免申請、旅行命令、補助金等の手続における誤りが、事業所や区立学校において多数見受けられた。これらの手続については、それぞれの関係部局から通知等が発出されているが、職員に十分に周知・理解されてい</p>	<p>(1) 適切な事務処理について</p> <p>教育委員会の所管施設では、指摘事項はなかったが、依然として指導・注意事項として、帳簿等の記帳漏れや記帳誤り、システム入力等の誤り等が散見された。今後とも、文書のみならず、口頭による職員への定期的な注意喚起や、チェック体制を更に強化し、組織としての再発防止策を推進していく。</p> <p>また、学校における事務処理については、毎年の監査での指導・注意項目を集計し、重要かつ起こりやすい誤り等を抽出して重点的に指導しているが、引き続き、教育委員会事務局職員が、直接学校に出向いて、チェック・助言等の指導体制を更に強化していくとともに、校長会・副校長会・事務職員会等で周知徹底を図るなど、組織的なチェック体制を強化していく。</p>

ないことがうかがわれた。適切な事務処理は、全ての公務の基礎となるものであり、組織的にチェックを行う体制の構築を望む。

もとより内部統制の目指すところは、ミスゼロにするために事務をいたずらに複雑化して非効率にすることではなく、適正な制度とチェック体制の下、ミスの防止や問題の早期発見につながるシステムを構築することである。内部統制は、まだ緒に就いたばかりである。今後またゆまぬ努力を続けていくことにより、今回のような事例を再び発生させない仕組みを確立されたい。

## (2) 施設等の安全管理について

区立学校において、消火栓の前や避難経路に障害となる物品が置かれたままになっている状況があった。物品の置き場所に苦慮しているところもあると思われるが、万一の災害や事故の発生時に避難する際、その障害物により怪我をしたり逃げ遅れたりすることがあった場合には、後悔をしても取り返しがつかない。避難経路の確保とその趣旨を周知徹底することにより、常に円滑な避難が可能となる状況を保っている必要がある。また、毒物及び劇物の管理簿への使用量の未記帳も確認された。児童生徒や利用者の安全安心のため、万全の対策に取り組まれない。

一方、依然として長引く新型コロナウイルス感染症拡大の中で、各事業所・区立学校においては、感染防止対策が適切に実施されており職員の意識の高さを感じた。保健所と医師会等の綿密な連携による先駆的な取組とともに、区民に寄り添った対

## (2) 施設等の安全管理について

施設の安全管理については、非常口扉や屋内消火栓、消火器の前や避難経路に障害物が置かれている施設が複数あった。各施設は、利用者の安全が第一であること等について、校長会・副校長会・事務職員会等で周知徹底を図るとともに、教育委員会事務局職員が直接学校に出向いて、チェック・助言するなど、施設等の安全管理について指導を徹底していく。

また、毒物及び劇物の管理簿への使用量の未記帳についても、児童・生徒・利用者の安全安心のため、管理職等による薬品や管理簿の定期的な確認を徹底するなど、校長会・副校長会等で周知徹底をはじめ、万全の対策を講じていく。

応や配慮を絶やさぬことが、本区における感染症対策が高い評価を受けていることにもつながっていると考える。今後とも、適切な感染症対策の充実を図りたい。